２）平成16年度以降に、元請けの技術者として、同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員が施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成16年度以降に元請けとして、同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出すること。

また、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、競争に参加できないことがある。

⑻　申請書及技術資料の提出期限の日から技術協力業務の見積日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止、又は四国地方整備局長から地方支部局所掌の建設コンサルタント業務等に関して指名停止を受けているものでないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、本案件に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　申請書の提出に併せて技術協力業務に関する参考見積書を提出した者であること。

３　優先交渉権者に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本建設工事の評価項目、評価基準及び技術評価点は次のとおりとする。

ａ技術協力業務の実施に関する技術提案

ｂ主たる事業課題に関する技術提案

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

⑵　優先交渉権者の選定方法　３⑴ａ及びｂの評価項目について、ａの満点を20点、ｂの満点を80点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた技術評価点を与える。この技術評価点の最も高い者を優先交渉権者とする。

４　手続等

⑴　担当部局　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課契約係長　電話087―851―8061（内線2526）

⑵　説明書の交付期間及び方法　令和元年９月20日から令和元年10月25日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑶　申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法　令和元年９月24日から令和元年10月25日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和元年９月24日から令和元年10月25日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴）に直接持参すること。

⑷　技術協力業務の契約及び見積合せ　優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、技術協力業務についての委託契約を締結する。

技術協力業務の委託契約を締結するに当たり、発注者と優先交渉権者の間で、技術協力業務終了後の工事契約に向けた価格交渉に関する基本協定を締結するものとする。見積りの日時及び場所並びに方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

１）技術協力業務　免除

２）建設工事　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。なお、契約保証金の額は、請負代金額の10分の３以上とする。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。

⑷　配置予定技術者の確認　特定通知後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、本建設工事契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料の差し替えは認められない。

⑸　手続きにおける交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　技術提案書及び技術協力業務に関する参考見積書について、ヒアリング等を行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴）に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵及び⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、交渉権者選定通知の日において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の